

行政課題内容

| | |
|--------------|--|
| 課題タイトル | 4 通勤手当の基本経路の確認と認定可能経路の判定 |
| 背景と課題 | <p>職員の通勤手当の金額を決定する際には、基本経路（職員の自宅の最寄駅から職場の最寄駅までの最短経路）で金額を認定することが基本となっている。ただし、様々な事情により基本経路以外の経路での通勤を希望する場合、一定の条件に当てはまれば基本経路以外での通勤も認定可能である。</p> <p><主な条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道について、乗換回数が少なくなる経路・方法（実乗車時間が10分以上増える場合を除く。） ・ 鉄道について、実乗車時間が5分以上短縮できる経路・方法 ・ 鉄道について、基本経路の通勤時間帯（正規の勤務時間の開始時刻前2時間）における運行本数が5本以下の場合における基本経路の次に運賃等の額が低廉な経路・方法 <p>基本経路を確認し、職員が申請してきた経路と比較して認定可能かどうかの判定を行う際、現在はまず職員と職場のそれぞれの最寄駅を地図上で調べ、その後インターネットの乗換検索等を利用して経路の探索と比較を行い判定している。申請人数が多いこと、また公所数が多いことから、一人当たりの認定に多くの時間がかかり負担となっている。</p> <p>（参考） 通勤手当の認定・変更件数：約400件/月（4月） 約30件/月（4月以外） 一人当たりの通勤手当認定にかかる時間：5～15分</p> |
| イメージする解決方策 | <p>条件定義により、申請経路が認定可能かどうか判定できること。 または、過去の認定済みデータから探索し、申請経路が認定可能かどうか判定できること。</p> |
| 付加的な提案要素 | <p>経路判定に加えて、通勤手当の支給金額の算出もできると有難い。</p> |
| 期待する実証希望者像 | <p>公共交通機関の時刻情報や金額情報、地図情報などの活用にも長けている方。もしくは過去に認定済みの通勤経路のデータを利用し、判定に繋げる技術をお持ちの方。</p> |
| 提供可能なデータ・場所等 | <p>過去に認定済の通勤経路と手当金額のデータ</p> |
| 担当部署 | <p>子ども青少年局総務課</p> |